大良	商船高等	 専門学校		開講年度	令和02年度 (2) (020年度)	授	 業科目	海事法規	
<u> </u>		<u> </u>		πι μ 	文十 <u>20日</u> [[[]	1020 + / <u>X</u>)	אנו	(** 17141		
以 以 以 以 以 以 以 以 以 以 以 以 以 以 以 以 以 以 以						科目区分		専門 / 必修		
		授業			単位の種別と単	,				
開設学科					対象学年	対象学年 5				
用設期		後期			週時間数 2		2			
教科書/教	材	海事法 (海事法研究会著:海文堂)・海技試験								
旦当教員		千葉 元								
到達目標	Ē									
(2)海事 (3)海事 (4)国内	写全般にわた 写従事者とし N法は国際法	:る海事関係 ,ての諸法令	の諸流が規範	去令・諸規範を 節を学び習得す	推進する法令を学 学び習得すること ることができる。 び習得することが	ができる。	ができ	る。		
レーブリ	<u> </u>					T			1	
			-			標準的な到達レベルの目安			未到達レベルの目安	
評価項目1			関		テし、船員の労働 進する法令を学習 ができる。	船舶を安全に運 関係を円滑に推 し習得すること	進する	法令を学習		
評価項目2			令	海事全般にわたる海事関係の諸法 令・諸規範を学び習得することが できる。		海事全般にわたる海事関係の諸 令・諸規範を学び習得することが できる。			海事全般にわたる海事関係の諸法令・諸規範を学び習得することかできない。	
評価項目3			海 を	海事従事者としての諸法令や規範		海事従事者としての諸法 を学び習得することがで		法令や規範 できる。	海事従事者としての諸法令や規 を学び習得することができない。	
評価項目4			7	ている事を学び習得することがで		国内法は国際法規と密接に ている事を学び習得するご きる。				
学科の到	連目標項	目との関				1-00			12 3/4 1	
教育方法		(10-7)/	, , , , ,							
概要		害の防止 的と海難 の概要を (4)領 び習得す	に関す を裁決 学び、 土・命 る。	する法令を理解 央する過程を学 船舶に関する 頂海・接続水域	し習得する。(2) 習し習得する。(通関手続き及び貨場 ・国際海峡等の海)水先をすること 3)国内に出入り 物の通関手続きを 事に関する国際法	のでき する人 習得す	る者の資格間や動植物る。日本の	からの海洋汚染を防止および海上災 及び水先業務を学ぶ。海難審判の目 の検疫の法令を学び習得する関税法 出入国管理の概要を習得する。 。商法の海商編および国際条約を学	
受業の進め	b方・方法	授業形式	で行な	よう。なお、各	種機関の発行資料を	を用いる。				
注意点		連法規で (2)海 (3)ご (4)(ある。 技士 の科E 変更2	(航海) の試験 目は、船舶職員	科目「法規」に、 養成施設の第1種 D遠隔授業の実施に	頻繁に出題される 3級海技士(航海	科目で)養成	ある。 施設の指定	のSOLAS条約・MARPOL条約等の限 科目である。 期末試験を含めた定期試験を	
授業計画	<u> </u>									
		週	授業区	内容		週ごとの到達目標				
		1週 水先法の目的、水先人、水先及び水先度			区、強制水先制	水先法の目的、水先人、水先及び水先区、強制水先制 度を説明できる。				
		2週	船舶	安全法の概要、	安全基準		船舶安	全法の概要	要、安全基準を説明できる。	
							的八百五	***** レがか	白給杏証書 航行上の合除防止を説明	

		週	授業内容	週ごとの到達目標				
後期	3rdQ	1週	水先法の目的、水先人、水先及び水先区、強制水先制 度	水先法の目的、水先人、水先及び水先区、強制水先制 度を説明できる。				
		2週	船舶安全法の概要、安全基準	船舶安全法の概要、安全基準を説明できる。				
		3週	船舶の検査と船舶検査証書、航行上の危険防止	船舶の検査と船舶検査証書、航行上の危険防止を説明 できる。				
		4週	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の目的、 船舶からの油の排出基準等	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の目的、 船舶からの油の排出基準等について説明できる。				
		5週	海難審判法の海難審判の探求事項および海難審判庁の 組織および管轄	海難審判法の海難審判の探求事項および海難審判庁の 組織および管轄を説明できる。				
		6週	検疫法の目的・検疫感染症、検疫法の検疫および検疫 の手続き	検疫法の検疫および検疫の手続きを説明できる。				
		7週	出入国管理と国際法および船員の出入国・船長および 運送業者の責任	出入国管理と国際法および船員の出入国・船長および 運送業者の責任を説明できる。				
		8週	後期中間試験	1週から7週までの内容を理解している。				
	4thQ	9週	海事国際法の国際法の概念	海事国際法の国際法の概念を説明できる。				
		10週	海事国際法の国連海洋法条約の概要	海事国際法の国連海洋法条約の概要を説明できる。				
		11週	海商法の海商法総論	海商法の海商法総論を説明できる。				
		12週	海商法の海上企業体の組織・海上物品運送法	海商法の海上企業体の組織・海上物品運送法を説明で きる。				
		13週	海商法の海上物品運送法	海商法の海上物品運送法を説明できる。				
		14週	海商法の共同海損・船舶の衝突	海商法の共同海損・船舶の衝突を説明できる。				
		15週	海商法の海難救助・海上保険及び船舶債権者	海商法の海難救助・海上保険及び船舶債権者を説明できる。				
		16週	学年末試験	9週から15週までの内容を理解している。				
評価割合	評価割合							

出席状況

定期試験

総合評価割合

基礎的能力

専門的能力

レポート

授業態度

合計

その他

分野横断的能力	0	10	0	10	10	0